

規約及細則



姫路友交クラブ

姫路友交クラブ規約及細則

姫路友交クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは『姫路友交クラブ』と称する。

(所在地)

第2条 このクラブの事務所はホテル日航姫路15階に置く。

(目的)

第3条 このクラブは地方産業経済及び文化の発展に寄与するため、会員相互が商談、交際の間とする外、社会的、文化的活動を行い、相互の向上と親睦をはかることを目的とする。

第4条 このクラブは前条の目的を達するために必要な諸事業を行う。

(会員)

第5条 このクラブの会員は法人会員、個人会員及び女性会員よりなるものとし、定員を700名以内とする。法人以外の団体は法人と同様に扱う。

第6条 入会希望者は会員2名以上の推薦により理事会の決議を経て入会することができる。

第7条 このクラブに入会の許諾を得た者は、別にさだめる入会金を納めるものとする。

第8条 会員はこのクラブの諸設備を利用し、クラブの行う催物に参加することができる。

第9条 会員の資格は次の事由により消滅する。

- (1) 脱退
- (2) 死亡
- (3) 法人解散
- (4) 除名

第10条 会員が脱退しようとするときは、書面をもって届出なければならない。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議をもって除名することができる。

- (1) このクラブの名誉を毀損したとき。
- (2) このクラブに納付すべき諸経費を滞納3ヶ月以上に及ぶとき。
- (3) このクラブに不利な行為があると認められるとき。

第12条 会員の資格を失った者は、このクラブに対して何等の権利を有しない。

(役員)

第13条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 4名以内
- (3) 理事 80名以内(但し、内30名以内を常任理事とすることが出来る。)
- (4) 監事 4名以内

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。役員の任期満了の場合において、その後任者の就任する迄は前任者においてその職務を行う。

第15条 理事及び監事は総会において会員中からこれを選任し、理事長、副理事長は理事の互選をもって選出する。

第16条 理事長はこのクラブを代表して会務を統轄し、総会及び理事会の議長となる。

第17条 副理事長は理事長を補佐し、委員会を担当し、理事長事故あるときはこれを代行する。

第18条 理事は理事会を組織し、総会の決議事項の執行を行う。

第19条 監事は業務及び会計の監査を行う。

第20条 理事会の推薦により理事長はこのクラブに名誉会長、名誉副会長、名誉理事長、名誉特別会員・名誉会員、相談役および参与を置くことができる。

(総会)

第21条 総会は理事長がこれを召集する。

第22条 定時総会は毎年期末後90日以内に開催し、役員の改選、会計報告その他重要な事項を決議する。

第23条 臨時総会は理事会の決議により必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的事項を明示して請求があったときは、これを召集する。

第24条 総会召集の通知書は日時、場所及び議案を記載し会員迄発送しなければならない。

第25条 総会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第26条 総会における決議権の行使は、会員1名につき1票とする。

第27条 会員は委任状をもって総会の出席権及び議決権を行使することができる。但し、その委任する代理人は会員であることを要する。

第28条 規約の変更は会員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(会計)

第29条 このクラブの資金及び経費は入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第30条 このクラブの資産は、理事会の定める方法により理事長がこれを管理する。

第31条 このクラブの予算及び前期の決算は、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第32条 このクラブの会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(その他)

第33条 その他、この規約の施行に関する細則及びこの規約に定めのない事項に関しては、理事会の議決を経て定めるものとする。

付則

第1条 この規約の改訂は、平成3年4月1日より施行する。

姫路友交クラブ細則

(入会金及び会費)

第1条 このクラブに入会する場合の入会金は次の通りとする。尚入会金は、いかなる場合も返還しないものとする。

会員種別	入会金の額	適用
法人会員	100,000円	1名につき
個人会員	100,000円	—
女性会員	100,000円	—

第2条 会員は、毎月次の会費を納めなければならない。

1. 法人会員 月額 金7,000円
(会員数が1名をこえるときは1名増す毎に月額6,000円とする。)
2. 個人会員 月額 金6,000円
3. 女性会員 月額 金4,000円

(特別会員)

第3条 理事長はこのクラブに、次項に定める特別会員を置くことができる。

2. 当クラブへ500万円以上の特別寄附をされた方を特別会員とし、終身当クラブ年会費を免除する。

(開館時間)

第4条 開館及び閉館時間は理事会が別に定め、クラブに提示する。

(同伴者等)

第5条 会員は理事会において禁止したときのほか、その知人及び家族3名に限り同伴することができる。

2. 同伴者1人につき金500円の利用料を徴収するものとし、同伴者の行為については責任を負わなければならない。

第6条 会員が来館したときは同伴者のある場合も併せてその氏名を来館者名簿に記載しなければならない。

第7条 来館者は職員に心付けとして金銭又は物品を与えてはならない。

第8条 会員が館内に掲示しようとするときは、あらかじめこのクラブの承認を得なければならない。

第9条 会員又はその同伴者が故意又は過失によりクラブの器具等に損害を与えたときはクラブの評価額によりこれを弁償しなければならない。

第10条 会員がこのクラブの施設をクラブの目的以外のことに使用するときあらかじめ届出をなし理事会の承認を得なければならない。
これの使用料は別に理事会において定める。

第11条 会員に対する飲食費その他のチット勘定は会員に請求し、会員はこれを支払わなければならない。但し、集会等特殊の場合は、その利用時に現金納付を請求することがある。

(運営会議及び委員会)

- 第12条 クラブ運営につき、第13条に定める各委員会の連絡及び調整を図る為、運営会議を置く。
2. 運営会議は理事長の指名による企画委員会委員並びに各委員長により構成し、議長は企画委員長が兼務する。

第13条 クラブ運営につき、活性化をはかる為に次の委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 親睦委員会
- (5) 部会委員会
- (6) お母さんの会

第14条 企画委員会はクラブの運営方針、事業計画等のクラブ運営全般にわたり、企画立案し、運営会議に諮る。

第15条 総務委員会は事務局を管理し、日常業務遂行の円滑化を図り、渉外事項を担当する。

2. 総務委員及び委員長は理事の内から、理事長が指名する。

第16条 広報委員会は会員間の意志疎通と情報交換の活性化を図る為、クラブ会報の企画、編集を担当する。

2. 広報委員及び委員長は理事の内から、理事長が指名する。

第17条 親睦委員会は会員間の親睦と交流を深める為の各種の事業を企画立案し、実行する。

2. 親睦委員及び委員長は理事の内から、理事長が指名する。
3. 親睦委員長は各種の事業を円滑に実行する為に、運営会議の了承を得て会員の内から委員を指名することが出来る。

(部会)

第18条 会員はこのクラブに部会を設けることができる。

2. 部会を設置しようとする会員は、10名以上の同好の会員を募り、代表者を定めて理事長に設置申請をし、理事会の承認を得なければならない。
3. 部会には、部会長を置き、適切な部会運営をしなければならない。
4. 部会委員会を置き、各部会の部会長をもって構成し、各部会運営に係わる連絡調整について協議する。

(お母さんの会)

第19条 このクラブに女性の会員による『お母さんの会』を置く。

2. 『お母さんの会』の運営については別に定める。

(名義書換)

第20条 法人会員は同一の法人内について、又個人会員の場合は、後継者に名義を書換出来る。但し、女性会員は名義書換は出来ないものとする。

(その他)

第21条 この細則の変更は理事会において、その出席者の過半数の議決をもって決定する。

第22条 その他この細則の施行に関すること及びこの細則に定めのない事項に関しては理事会の議決を経て別に定めるものとする。

付則

第1条 この細則の改訂は平成3年4月1日より施行する。

第2条 平成3年4月1日以前よりある部会には第18条2項の申請、承認をしないものとする。

姫路友交クラブご案内

姫路友交クラブご案内

当クラブは姫路駅南口・ホテル日航姫路の15階にあり、大変便利なところがございます。
ご商談に待合せにご利用ください。

《開館時間》

平日 午前10時から午後8時45分まで

《休館日》

土曜日・日曜日・祝日・年末年始・お盆休み等

《ご同伴》

同伴者1人につき、金500円を申受けます。会員の代理でお越しの場合は、
会員の紹介(電話または名刺)により入場することが出来ます。

《設備》

テレビ、雑誌等も取りそろえております。

《お支払方法》

現金又は一括して会費と共に3ヶ月毎に請求させていただきます。
なお、経費の節約と間違いを防ぐため集金には参りませんので、お手数ですが
お取引金融機関にてお振り込みくださいますようお願いいたします。

《その他》

ご来場の際は必ずサインをお願いします。
オーバー、帽子の着用、下駄、スリッパ、くわえタバコはご遠慮ください。

《部会・同好会活動》

部会・同好会活動を設け、同趣味の方々の会員相互の親睦を計っています。
お母さんの会

《連絡先》

姫路友交クラブ 電話
079-288-1380

姫路友交クラブ FAX
079-288-3128



HIMEJI YUKOCLUB

姫路市南駅前町100番地 ホテル日航姫路15F

TEL (079) 288-1380(代) FAX (079) 288-3128